

## 古賀市地域包括支援センターの今後について

### 1. 目的

古賀市においても、2025年に団塊の世代が75歳以上となり、さらに2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、今後も高齢者人口が増加し続け、なかでも介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加が見込まれます。

このような将来を見据えると、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築と深化が重要となります。そのためには総合相談支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメント支援等を行う中核的な機関である地域包括支援センターの体制・機能強化を図る必要があります。

このような状況から、古賀市地域包括支援センターについては、保健・福祉・医療・介護の向上と増進のために必要な援助支援を行う「委託型包括支援センター」を新たに市内3か所に設置し、併せて認知症の対応や、医療と介護の多職種連携、ケアマネジメント支援等の充実を図るための政策的な企画・立案の実施、および困難事例等に対応する「直営の基幹型包括支援センター」をサンコスモ古賀に設置することで、直営・委託双方のメリットを生かした運営体制により、さらなる機能強化を図ります。

### 2. 実施年度

令和3年度（第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画初年度）

### 3. 設置数及び設置場所

- ・基幹型包括（直営・サンコスモ古賀内） 1か所
- ・委託型包括（委託・各中学校区内） 3か所

※委託型包括支援センターの設置場所は、委託法人と協議の上、相談機関として適切な場所とします。

### 4. 委託先

地域包括支援センター業務について、公正、中立かつ効果的に実施できる法人

### 5. 選定について

令和3年度からの円滑な事業移行に向けて、令和2年度に委託先の公募等を行います。

### 6. 期待される効果

- ①高齢者の身近な相談支援窓口の増加(1か所から4か所)及び民間ノウハウを活かした市民サービスの向上が図られます。
- ②基幹型包括支援センターを直営で設置することにより、直営包括は高齢者施策の企画・立案や困難事例等への対応を担い、委託包括(3か所)は、高齢者に身近な地域で総合相談やケアマネジメントを実施するという役割が明確になります。
- ③民間法人では長期的な人員確保が柔軟にできることから、実務経験を積んだ専門職として継続的な支援が可能となり、地域とのさらなる連携が図られます。

## 7. 人員体制

介護保険法施行規則第140条の66第2号により、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は定められています。

専門職の職員配置（3職種は施行規則に準ずる。介護支援専門員は現在の配置数）

	高齢者人口	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	3職種のいずれか	介護支援専門員	計
古賀中学校区	7,219人	1人	1人	1人	1人	3人	7人
古賀北中校区	4,639人	1人	1人	1人	—	2人	5人
古賀東中校区	3,520人	1人	1人	1人	—	1人	4人
基幹型包括(直営)	15,378人	1人	1人	1人			3人

※高齢者人口は平成31年3月末時点

【参考】平成31年4月現在の職員配置

(係長、事務職、臨時職員2人は除く)

	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	介護支援専門員	計
古賀中学校区	1+①人	1人	1人	3人	7人
古賀北中校区	①人	1人	1人	2人	5人
古賀東中校区	1人	1人	①人	1人	4人

※○数字の職員は常勤。その他は常勤の5分の4勤務職員

## 8. 主な委託業務内容

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

- ・ 第1号介護予防支援事業
- ・ 総合相談支援業務
- ・ 権利擁護業務
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・ 介護予防ケアマネジメント及び第1号介護予防支援業務
- ・ 地域ケア会議
- ・ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ・ 必要に応じて、市および他機関が開催する会議、研修等への参加

※主な委託業務内容は、介護保険法第115条関連に規定するもの（別紙参照）

## 9. 今後のスケジュール（案）

令和2年4月～5月	公募説明会開催周知
7月	公募説明会
8月	プロポーザル参加意向確認書提出期限
9月	応募書類の提出期限
10月～11月	受託候補法人決定
令和3年4月	契約締結

## 関連法令

## 地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

## 【介護保険法第115条の46第1項】

（目的）地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるもの

## 【介護保険法施行規則第140条の67】

（設置主体）包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるもの

## 【介護保険法第115条の45第2項関係】

（事業内容）

## (1) 包括的支援事業

センターは、1の目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の①から③の業務のほか、第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二（居宅要支援被保険者に係るものを除く。））を一体的に実施する。

- ① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

## 【介護保険法第115条の47第2項】

また、センターはこれらの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、設置されるものであり、センターの運営に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携が重要であることから、市町村がこれらの業務の実施を委託する場合には、一括して委託しなければならない。

## 【介護保険法第115条の47第1項】

また、これらの業務とは別に、市町村が取り組む以下の④から⑥の事業の全部又は一部についてもセンターに委託することが可能となっている。

- ④ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- ⑤ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ⑥ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

なお、センター以外の実施主体に④から⑥の事業を委託する場合であっても、センターがこれらの事業主体と緊密に連携・調整できる体制を確保することが必要である。